

# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 納税の猶予制度について

## 徴収の猶予とは

徴収の猶予とは、災害や疾病、その他の理由により納税が困難となる方の納税を猶予する制度です。

- 猶予期間…猶予される期間は、納付能力に応じて1年以内です。
- 猶予内容…猶予期間中は督促、差押等が猶予され、延滞金の全部が免除されます。
- 猶予要件…下記の各ケースのいずれかに該当している場合が対象となります。
- 対象となる市税…市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、入湯税、国民健康保険税、介護保険料

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品(例:電化製品)が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産(例:食材)を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご親族が病気にかかった場合

納税者又はその生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、予約キャンセルが相次ぎやむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で、予約キャンセルが相次いだ、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じた場合(前年同期比概ね20%)

## 申請の手続き

### ➤ 提出書類

- ① 「徴収の猶予申請書」
- ② 猶予該当事実を証する書類  
罹災証明、医師の診断書、医療費の領収書、廃業届、決算書 等
- ③ 「財産目録」
- ④ 「収支の明細書」

## 猶予の許可または不許可

➤ 提出された書類の記載内容と面談等による聴取内容により審査を行い、猶予の許可または不許可を通知します。

※必要により預金通帳、帳簿書類、決算書等の確認を求める場合があります。

➤ 許可された場合は、許可通知書に記載された納付計画のとおり納税する必要があります。

## 猶予の取り消し

➤ 猶予が認められた後に次のいずれかに該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ① 繰上徴収事由に該当する事実があるとき(競売事件、法人の解散、滞納処分等)
- ② 納付計画が履行されないとき
- ③ 増担保等の提供の求めに応じないとき
- ④ 猶予に係る市税の徴収金以外の市税の徴収金を新たに滞納したとき
- ⑤ 偽りその他不正な手段により申請されたことが判明したとき
- ⑥ 業況等の好転により資力が回復したとき